

V-1

災害時要援護者支援センターの構築

現状と課題

- 災害発生時には要援護者（高齢者、障害者、支援を要する子ども家庭等）の支援をいかにすすめていくかが大きな課題となっている。福祉施設にも、利用者の安全確保に加えて、地域の社会資源として地域の要援護者支援に何らかの役割を果たすことが期待されている。
- 平成24年5～6月にかけて東社協が実施した「首都圏の災害を想定した福祉施設等の役割と基盤整備のあり方に関するアンケート調査」の結果からも、9割近い施設が何らかの支援が可能であると回答している。その一方で、人員体制の確保、必要な物資や保管場所の確保、行政や関係機関との役割分担等で課題を抱えていることや福祉施設と地域の自治会、民生委員、社会福祉協議会とのかかわりが十分でないことも明らかになっている。
- 東社協「総合企画委員会」では、首都圏における災害を想定して、福祉施設等が利用者の安全を確保するとともに地域の要援護者支援に取組むことを東社協として推進する必要があると提言している。今後、東社協が広域機関として、支援に向けた取組みをすすめていくためには、行政、ボランティア、当事者団体、職能団体等と連携を図りつつ、施設部会や区市町村社協、民生・児童委員活動等と一体となった取組みが求められている。
- 施設部会では高齢者施設福祉部会やセンター部会などBCPガイドラインの策定や避難訓練、相互応援協定に向けた取組みがすすめられているが、他の種別でも同様の取組みを実施するとともに、災害ボランティアセンター等と連携した支援が求められている。
- 厚生労働省では、平成24年度から「災害福祉広域支援事業」により各都道府県単位に災害時要援護者支援のネットワークの構築をめざしており、そのネットワークの構築には、都道府県社協の協力は不可欠としている。

事業のねらい

当事者団体、専門職や福祉団体・福祉施設等が連携し、災害発生時に要援護者が大きな支障を生じることなく生活できるしくみを構築する。

- (1) 災害時に福祉施設利用者ならびに地域の要援護者を支援するための拠点として「災害時要援護者支援センター」を東社協に設置することをめざす。
- (2) 災害発生を見据えた福祉施設の機能や基盤強化、また地域の要援護者支援に対する意識啓発を図る。
- (3) 災害発生時におけるセンターの中心的な機能は、①災害時要援護者に関わる情報支援の拠点、②災害時に福祉専門職を応援のために派遣（災害派遣福祉チーム）とし、災害発生を見据えて、行政・当事者団体・保健医療団体・区市町村社協等との連携強化を図り、この機能を災害時、迅速に立ち上げることができきるしくみを常に整える。

想定される実施事業

(1) 施設部会・連絡会等と協働した取組み

- ①福祉施設の機能や基盤整備に向けた行政への要望活動

- ②災害発生時の同種別間における職員の相互派遣や利用者受入れ等に関するルールづくりの促進
- ③相互応援協定の支援、防災協定等のモデル協定書の作成・提供など
- ④施設職員等を対象とした研修会やシンポジウム等の開催

(2) 「災害時要援護者支援センター」を災害時、迅速に立ち上げるための体制整備

- ①当事者団体や職能団体、福祉団体の取組み状況や今後の支援に向けた活動予定等の把握（情報交換会の開催）
- ②①をふまえた上での検討委員会の設置（行政、当事者団体、職能団体、東社協施設部会、保健医療団体、区市町村社協、自治会等）
 - ・施設利用者ならびに地域の要援護者支援のあり方の検討
 - ・地域の役割と広域支援の整理、センターに求められる機能、体制等の検討
 - ・要援護者支援に関わる備蓄のあり方の検討
- ③災害時要援護者支援ネットワークの体制構築
- ④要援護者支援に関わる災害時情報支援体制の構築
 - ・災害時に迅速に情報サイトを立ち上げるための事前準備等
- ⑤合同避難訓練の実施（施設部会・連絡会、区市町村社協、関係機関と協働）
- ⑥先進的な取組みの紹介（事例集の作成）
- ⑦災害時の福祉専門職の応援派遣に備えた「災害派遣福祉チーム」養成プログラムの検討と実施
- ⑧災害ボランティアセンターや地域の住民活動との連携の検討

年次計画

25年度	26年度	27年度
○施設部会・連絡会等と協働した取組み ○情報交換会の開催 ○検討委員会の設置と体制整備 ○要援護者支援に関わる災害時情報支援体制の構築 ○災害時要援護者支援ネットワークの形成 ○先進的な取組みの紹介（事例集の作成）	○災害派遣福祉チームの養成	
○モデル地域の施設や関係機関の参加する災害時要援護者支援センター立ち上げ訓練の実施（毎年実施）		

事業の概況

